

説明会時における質問に対する回答

質問内容（箇条書き）	回答
各公園の指定管理料、パークPFI時の特定公園整備費用。	→ 指定管理料については、現状の管理費をベースとし、本サウンディングや追加ヒアリングにより移行が可能と判断した公園については、指定管理料の設定を行います(※)。特定公園整備費用については、本サウンディング時の提案により検討を進めます。（使用料収入等も勘定しつつ）
各公園のCADデータはもらえるのか。公園との親和性を生む企業誘致への興味について。	→ CADデータについて、提案に使用するものについて提供可能です。公園との親和性が高いと判断できるものについて、提案してください。
PFI、指定管理の大まかなスタート時期はいつか。	→ 本サウンディングの提案により、事業化可能と判断した公園より順次、公募等の手続きに進みます。（知多運動公園のみR6年度より指定管理導入が決定）
つつじが丘公園、緑地などの活用について、市民からの提案（希望）はあるか。	→ 現在そのような要望等はありません。本サウンディングにより事業化が見込める公園については、説明会やワークショップ等で住民との意見交換を行います。
知多運動公園の駐車場機器の維持管理費用等。	→ 当公園には、駐車場機器は設置されていません。
施設の利用実績を把握したい。	→ 施設予約対象施設及び佐布里緑と花のふれあい公園については、利用者数、使用料収入等を開示いたします。（施設予約対象施設は、庭球場、野球場、陸上競技場、グラウンド、会議室、体育館等）
指定管理の提案において、自主事業についての記載が無いが、提案していいのか。	→ 自主事業を含めた幅広い提案をお願いします。
知多運動公園と市民体育館について、指定管理はどのような枠組みで公募予定なのか。	→ 知多運動公園及び市民体育館は一括で管理者を公募する予定です。
知多運動公園北側の健康増進施設の管理者等は決定しているのか。	→ 知多市と東海市の合同で西知多医療厚生組合という組合により、建設中です。事業者については、西知多医療厚生組合のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。
指定管理の事業期間目安は変わらず1期目は3年か。 (他市町村は5年が多くなってきている)	→ 知多運動公園は、令和6年度より3年間の指定期間で公募となります。その他の公園は、提案により期間の設定が可能となります。
知多運動公園の「普通財産」敷地の南東側敷地(野球場?)は現状活用しているか。 活用していないなら当該地を含めての提案も可能か。	→ 普通財産の空き地は、海浜プールの跡地となり、今後の活用方法が決定していないため、当用地を含めた提案も可能です。
誘導看板等の在り方(設置数、場所等)。	→ 都市公園法やパークPFI制度の中で、対応できる範囲でご希望に添えるような検討を行います。
「ベティさん家旭公園」という名前はどのような意味か。	→ 東海市の老人ホームである「ベティさんの家」という事業者がネーミングライツにより命名したものです。また、知多運動公園内の陸上競技場ネーミングライツにより「物産フードサイエンス1969知多スタジアム」という名称で命名されています。
ベティさんの家のネーミングライツに期限はあるか。また、再公募はあるか。	→ 旭公園ネーミングライツは、令和5年11月30日までです。知多運動公園陸上競技場ネーミングライツは、令和6年9月30日までです。また、期間終了時には再公募を行います。